

平成12年11月3日

## 江戸川大学駒木会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は江戸川大学駒木会と称する。

#### (目的)

第2条 本会は会員相互の親睦と文化的向上を図り、会員の叡智を集めて、地域及び母校の発展に寄与することを目的とする。

#### (本部、支部及び事務所)

第3条 本会は、その本部を江戸川大学内に置く。

2. 本会は支部を置くことができる。なお、支部に関する規定は、各支部において別に定める。
3. 本会は、必要ある場合理事会の議決を経て、本部の他に事務所を置くことができる。

#### (事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員を対象とした各種会合、催事の企画立案並びに運営。
- (2) 会報、会員名簿及び各種資料等の発行並びに記念物品の頒布。
- (3) 会員による地域の経済・文化及びスポーツ事業に対する協賛。
- (4) 母校の教育活動への後援。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業。

### 第2章 会員

#### (会員の資格)

第5条 本会は、次の資格のある者を会員とする。

- (1) 正会員  
江戸川大学修了生。  
上記学校に在籍した者で、理事会において入会を承認された者。
- (2) 準会員  
江戸川大学在校生。
- (3) 特別会員  
上記大学の現職員及び旧職員。  
死亡した正会員の配偶者及び両親で、理事会において入会を承認された者。
- (4) 賛助会員  
本会の趣旨に賛同し、本会の目的を達成する事業を賛助する団体又は個人で、理事会において入会を承認された者。

(入会金及び会費)

第6条 入会金・会費については、理事会、評議員会の議決を経て定める入会金・会費規定によるものとする。

(会費の返還)

第7条 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員の特典)

第8条 会員は、第4条で行う事業への参画、並びに本会が発行する会報及び図書・資料等の優先的配付及び頒布を受けることができる。

2. 会員は、会費の未納があったとき、理事会の議決を経て、特典の一部または全てを失う。ただし、未納会費の納入があった時点から、会員の特典を受けることができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 死亡及び賛助会員である団体の解散
- (3) 除名

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、理由を付して会長に退会届けを提出し、理事会の承認を得なければならない。

(除名)

第11条 会長は、会員が本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあった場合、理事会、評議員会の議決を経て、これを除名することができる。

### 第3章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任理事 原則として5名以上、10名以内。
- (4) 理事 原則として20名以上、30名以内。
- (5) 監事 2名以上、3名以内。
- (6) 評議員 原則として各期4名を越えない範囲。

(役員を選任および解任)

第13条 第12条に規定される役員は、すべて正会員のなかから選任する。

2. 会長は、評議員会において選任する。なお、会長は第12条(4)の定数外の理事となる。
3. 副会長は、会長が推薦し、評議員会において選任する。但し、少なくとも、1名は理事の中から選任する。なお、副会長は第12条(4)の定数外の理事となる。

4. 常任理事は、理事の中から会長が指名し、理事会に報告する。
5. 理事は、会長が推薦し、評議員会において選任する。なお、第31条に定める事務局長は、自動的に第12条(4)の定数外の理事となるが、離任時にその任を解くものとする。
6. 監事は、評議員会において選任する。
7. 評議員は、各期からの推薦並びに立候補者から評議員会において選任する。なお、推薦並びに立候補者が定数に満たない場合は、理事会が推薦し、評議員会において選任する。
8. 理事、監事及び評議員は互いに兼任することができない。
9. 役員の増員または欠員の補充を行うとき、その選任にあたっては、1から8の規定によらなければならない。
10. 役員は任期満了時および評議員会の3分の2以上の解任要求が決議された場合その職を解かれる。

( 役員の職務及び権限 )

第14条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長により指名された順位により、その職務を代行する。
3. 常任理事は、常任理事会を組織して、第24条に定める会務を執行する。なお、常任理事は、原則として各委員会に属する。
4. 理事は、理事会を組織して、第21条に定める会務を執行する。
5. 監事は、本会の財産、会計及び業務執行状況を監査する。なお、監事は、監査内容に不適性のあることを確認した場合、評議員会を招集することができる。また、監事は、理事会、評議委員会に出席して意見を述べることができる。
6. 評議員は、会員の総意を代表し、評議員会を構成し、第27条に定める事項に関する決議を行い、かつ同期の会員と本会との連絡に当たる。

( 役員の任期 )

第15条 役員の任期は次の通りとする。

- (1) 会長 1期4年、3期まで再任を妨げない。
  - (2) 副会長 1期4年、3期まで再任を妨げない。
  - (3) 常任理事、理事 1期4年、再任を妨げない。
  - (4) 監事 1期4年、3期まで再任を妨げない。
  - (5) 評議員 1期4年、再任を妨げない。
2. 増員のため選任された役員、または任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前の在任役員の任期の満了すべき時までとする。

( 相談役、顧問 )

第16条 本会に相談役、顧問を若干置くことができる。

- (1) 相談役は原則として本会会長、副会長、並びに常任理事経験者より理事会の決議を経て会長が委嘱する。

- (2) 顧問は、本会運営上必要と認められる専門的知識を有する者を、理事会の決議を経て会長が委嘱する。この場合、正会員以外の本学関係者に委嘱する事もできる。

## 第4章 会議

### (総会)

第17条 本会の総会は、第2条の目的を達成するため、原則として毎年一回の年次総会を開催する。会長が必要と認めるときは、評議員会の決議を経て臨時総会を開催することができる。

2. 総会は出席者をもって成立する。

3. 総会の議長は、会長が出席した会員の中から指名する。

### (総会の招集)

第18条 年次総会は、理事会の決議により、会長が招集する。ただし、特別な事情があるときは、評議員会の決議を経て、その開催を中止することができる。なお、中止の期間は4年を超えることはできない。

2. 臨時総会は、評議員会の決議を経て、会長が招集する。

### (総会への報告)

第19条 年次総会において、会長は本会の事業報告、収支予算・決算、財務状況について報告する。また、年次総会が開催されない年次においては、上記の報告を会報又は書面を以て、会員に知らせなければならない。

### (理事会)

第20条 定時理事会は、定時評議員会前、臨時理事会は会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

3. 理事会は、理事総数の過半数をもって成立する。但し、あらかじめ委任状を提出した者は出席者とみなす。

4. 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもってこれを行う。但し、可否同数の場合は、議長の決するものとする。

### (理事会の決議事項)

第21条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会開催案及び総会報告案。
- (2) 評議員会付議議案。
- (3) 資産の取得および処分並びに管理・運営に関する事項。
- (4) 事業計画の立案、承認。
- (5) 事務局長の承認、及び事務局に関する事項。
- (6) その他、本会運営上の重要事項。

### (議事録)

第22条 理事会の議事については、議事録をつくり議長および出席者代表2名以上が記名捺印の上、駒木会本部にて保存しなければならない。

( 常任理事会 )

第 2 3 条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、及び事務局長をもって構成する。なお、会長は、必要と認めるとき、上記以外の会員を会に出席させることが出来る。

2 . 常任理事会は、会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

3 . 常任理事会は、出席者をもって成立する。

4 . 常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。

( 常任理事会の執行事項 )

第 2 4 条 常任理事会は、第 2 1 条に定める事項のうち(1)総会報告事項、(2)評議員会付議事項を除く、他のすべての事項について会務を執行する。

( 評議員会 )

第 2 5 条 評議員会は、会員の総意を代表する最高議決機関であり、本会則に規定するものの他、本会の運営に関する基本的な重要事項について審議し、かつ決議する。

( 評議員会の招集 )

第 2 6 条 定時評議員会は、毎年新会計年度開始の日より、出来るだけ早い時期に、会長が招集する。臨時評議員会は、次の各項の 1 つに該当する場合に会長が招集する。

(1) 理事会が、開催の必要を認めるとき。

(2) 監事から、開催の請求があったとき。

(3) 3 0 名以上の評議員から開催の請求があったとき。

(4) 評議員 1 名以上を含む正会員 5 0 0 名以上の署名をもって開催の請求があったとき。

( 評議員会の決議事項 )

第 2 7 条 評議員会は次の事項を決議する。

(1) 本会会則、及び諸規約の改正。

(2) 事業報告。

(3) 収支予算および決算。

(4) 監査報告。

(5) 理事会からの付議事項。

(6) その他会務に関する基本的な重要事項。

( 評議員会の議長 )

第 2 8 条 評議員会の議長は、評議員会毎に出席した評議員の中から選任する。

( 評議員会の成立及び決議方法 )

第 2 9 条 評議員会は、評議員総数の 3 分の 1 の出席をもって成立する。但し、あらかじめ委任状を提出したものは、出席者とみなす。

2 . 評議員会の決議は、出席した評議員の過半数をもってこれを行う。但し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

3 . 第 2 2 条の規定は、評議員会の議事についても準用する。

## 第5章 委員会

### (委員会)

第30条 本会の事業を円滑に推進するために、会長が必要と認めるとき、理事会の決議を経て、所要の委員会を置くものとする。

2. 委員会の委員長は、理事の中から、会長が委嘱する。
3. 委員長は、原則として、評議員会に出席し、委員会活動について報告しなければならない。
4. 委員会を構成する委員は、委員長の推薦を経て会長が委嘱する。

## 第6章 事務局

### (事務局)

第31条 本会に事務局を置く。

2. 事務局は、会長が指名した事務局長1名、並びに事務局員若干名をもって構成する。なお、事務局長は、指名後、最初の理事会において承認を得なければならない。
3. 事務局には、若干名の有給職員を置くことができる。
4. 事務局に関する規定及び職員の任免、待遇は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第32条 本会の資産は次の通りとする。

- (1) 会費及び入会金。
- (2) 事業に伴う収入。
- (3) 資産から生ずる果実。
- (4) 寄付金品。
- (5) その他の収入。

### (事業計画・予算・決算)

第33条 本会の事業計画及び、収支予算・決算は、毎会計年度開始後、理事会、評議員会の決議を受け、総会に報告しなければならない。

2. 総会が開催されないときは、会報又は書面を以て全会員に報告しなければならない。
3. 事業計画及び予算を大幅に変更する場合も同様とする。
4. 新会計年度開始から、評議員会の承認を得るまでの期間における経費は、前年度当期間内に、支出した項目、経費を越えてはならない。ただし、緊急を要する経費については、常任理事会の承認を経て支出することができる。

5. 新期の事業計画は、評議員会の承認前に執行することはできない。

(資産の管理・運営)

第35条 本会の資産の管理及び運営については、理事会の決議を経て定める。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 解散及び残余財産の処分

(解散)

第37条 本会は、評議員5分の4以上の同意を経て、正会員の3分の2以上の同意がある場合解散することができる。

(残余財産の処分)

第38条 本会が解散した場合、残余財産があるときには、これを江戸川大学に寄贈するものとする。

## 付則

1. 本会則の施行に関する細則は、理事会の決議を経て定める。
2. 本規定は、平成6年度卒業生より適用する。
3. 現役員の任期は、平成12年4月よりの4年間とし、再任のないときはその任を解くものとする。
4. 会則は平成12年度総会日より効力を生じる。